

「常任委員会」のご紹介

新たな委員構成になりました

- 行政が行う各種事務・事業を調査・審査します -

建設経済委員会

所管事務 /
農業、商工業、環境衛生、道路、都市計画、公園、上下水道、建築、区画整理など



委員長
村松 尚



副委員長
田中 克周



伊豫田 貞雄



藤城 一英



佐藤 省二



芝田 禮二



浅田 二郎



竹原 和義

民生福祉委員会

所管事務 /
健康づくり、スポーツ振興、戸籍、介護保険、国民健康保険、社会福祉、病院など



委員長
廣岡 英一



副委員長
寺井 雄二



広岡 宥樹



戸塚 和



大庭 通嘉



鈴木 妙子



大場 正昭



秋田 稔



山本 貴史

総務文教委員会

所管事務 /
行財政、広報広聴、企画、税務、防災、地域活動、学校教育、社会教育、文化振興など



委員長
高木 清隆



副委員長
高橋 美博



久野 松義



寺井 紗知子



杉井 征夫



兼子 春治



永田 勝美



久保田 龍平



戸塚 文彦

反対討論 「日本共産党」

この案件は、3月定例会で、2議案が提出され両案とも否決となった。1日も早く結論を出すことが求められていると考え、提案することとした。
磐田市の議員1人あたりの有権者数を袋井市に置き換えた場合、議員数は16.2人、同じく掛川市の場合で計算すると20.89人であり、袋井市の26人は近隣市と比べ多いことになる。また、最近の事例では、人口9万人の御殿場市は、定数23人に削減した。これを袋井市に置き換えると22人となり、定数22人は、適正な定数であると言える。

反対討論 「自民ふくろ」

定数22人とする案は、地方自治体の議員数の上限を規定する地方自治法第91条（5万以上10万未満の市は30人）に著しく沿わないものである。また、この議案を臨時会にかけるのは、地方自治法第102条臨時会が必要がある場合、その事件に限り、これを招集する。（に照らし妥当性をもつものではない。さらに、本案は直前の3月定例会で否決され決着したものである。目、耳は多いほどよい。道理よりも数を重んじ、議決を軽んずるものである。

定数22人は、地方自治法の規定では人口1万人以上2万人未満の町村の上限数である。議員定数を論議するには地方自治法の規定を根拠とすべき。法は市民の声を市政に反映させ、住民自治を確立し地方自治を守るための必要数を例示している。これを少なくすることは参政権を制限し、市民の声が市政に伝わらずひいては市民の利益に反する。法では人口10万で30人が上限と規定しており、人口8万人台の本市では、30人×0.8＝24人が合理的な数である。